

宇部市上下水道事業検討委員会 第4回会議 議事録

日 時：平成30年(2018)年8月7日(火) 10:00~11:15

場 所：宇部市上下水道局 第2会議室

出席者：委員9名、欠席3名

事務局：皆さんおはようございます。それでは上下水道事業検討委員会第4回会議を開催させていただきます。始めに事務局から一言あいさつをさせていただきます。

事務局：改めまして、皆様おはようございます。毎日暑い日が続きますが今日の第4回上下水道事業検討委員会に御出席していただきまして、ありがとうございます。今日の会議につきましては、前回5月18日に行いまして2か月余りがたちましたが、前回の検討のおさらいをしまして、下水道区域の見直し、それから合併浄化槽に係る経費について、もう少し踏み込んで整理した提案を説明させていただきたいと思います。前回同様、皆様活発な意見を期待していますので一つよろしくをお願いします。

事務局：それでは事務連絡をさせていただきます。本日の資料については事前にお送りしました。また本日机の上に資料を3枚置かせていただきましたが、それにつきましては内容が特定の地域なり書いていますので、会議が終了した後に回収させていただきますので、ご了承くださいますようよろしくをお願いします。それと本日の出席ですが、3名の委員が出張会議等で欠席ですが、8名以上の出席ですので本日の会議が成立していますことを御報告します。

座長：内容は理解したと聞いていますので、本日の内容にいきたいと思います。議事は大き

く3つです。まず、第3回会議の振り返りから始めたいと思いますので説明をお願いします。

事務局：では説明させていただきます、よろしくお願いします。まず事前にお配りさせていただきました、この上下水道事業検討委員会第4回資料。こちらの御手元の資料若しくは前方のスクリーンをご覧くださいと思います。まず1ページ捲って本日の会議次第。今、座長の方からありました。まず1点目が第3回会議の振り返り。前回5月18日に行われました。残り2点、議事が2つあります。整備区域の見直し方針の整理、それともう1つが合併浄化槽に係る経費、この2点について御説明させていただきます。それでは資料3ページです。まず1点目の第3回会議の振り返りということでまず検討委員会の方向性、第3回会議のまとめ、その中で出た論点として2点あります。見直し区域の選定と見直し基準の策定という点です。もう1点が合併浄化槽に係る経費ということで御説明させていただきます。資料は4ページに移ります。まず検討委員会の方向性ですが、第3回会議のまとめで汚水処理の10年概成や時間軸等を踏まえ、現在の下水道整備区域を見直し、集合処理から個別処理へ転換するのはやむを得ないと考えるという御意見をいただきました。ただし、そのため今後は見直し区域の選定と見直し基準の策定という点と、もう1点、合併浄化槽に係る経費。この2点について本検討委員会にて議論するという形でまとめられたと認識しています。汚水処理の10年概成というのは右側に小さく書いています、平成38年度末の汚水処理人口普及率を95パーセント以上にすると。時間軸等を踏まえてと書いておりますが、時間軸等とは住民目線でまだ待たないといけないのか、いわゆる35年未整備地域の整備に時間が掛かりますということと、下水道施設が増えると下水道使用料も大幅アップになるという住民

目線の問題と、経営目線でいきますと浄化槽がどんどん普及しておりますしてその浄化槽家屋に対する費用対効果もございますということを御説明させていただきました。資料5ページです。その中で出ました論点の1つ、見直し区域の選定と見直し基準の策定について御説明させていただきます。下水道整備区域の縮小に当たっては家屋の密度や合併浄化槽の普及率など、投資効果を勘案した基準を示して対象地域を始め広く市民に理解を得る必要がある。いわゆる下水道整備区域の見直しエリアの詳細検討。前回の第3回会議ではイメージ的なもので御説明させていただきましたが、今後区域を設定するには詳細な検討が必要という御意見をいただいています。その中で出た話を下には書いていますが、見直し基準を策定するに当たり接続率、空き家率、高齢化率などを反映した費用比較並びにアンケートの実施の検討という御意見もいただきました。今後はこれらについて議事のところで御説明したいと思えます。資料1ページ移りまして6ページ。もう1点が合併浄化槽に関わる経費の問題です。合併浄化槽は最小規格が5人槽であり、家族構成が少ない家庭では人数に応じた柔軟な対応ができないため、下水道と比べて設置費用や維持管理費用が割高となっているというところで見直しに当たっては下水道と合併浄化槽の差額の軽減策を検討すべきではないかという御意見もいただいています。その中でまず設置費用については前回の会議で過去の事例ということで、厚東・二俣瀬で行いました上乘せ補助を御説明させていただきました。もう1点が維持管理費用の軽減策ですが、こちらについては市独自では決められないということで関係機関に要望していくという御説明をさせていただきました。後に本日の議事であります2点について、また御説明させていただきたいと思っておりますが、第3回までのまとめとしては

このような形であったと整理させていただいています。以上です。

座長：はい、ありがとうございます。今の説明に関しまして大体このとおりかなと思いますが、よろしいでしょうか。では大体の状況は皆さん理解したと思っています。では具体的にどのようにするのか、というところに入りましょう。2の整備区域の見直し方針の整理に関しまして説明をお願いします。

事務局：それでは2の整備区域の見直し方針の整理、資料では7ページ、説明させていただきます。3点ありまして1点目が見直し基準の策定。2点目はその見直し基準を使いまして、検討エリアを3地区ほど抽出しています。松見町、里の尾・西ヶ丘、葉月ヶ丘この3エリアについてどうなるのかというのを御説明させていただきます。3番目が見直し区域の選定ということで、その他の地区について御説明したいと思っています。それでは資料1ページ捲って8ページ。見直し基準を策定するに当たり、第3回から先ほど申しましたいろいろな御意見をいただいたところの調査をした結果を示しています。接続率、空き家率、高齢化率の調査結果をまとめていますが、まず1点目、下水道への接続率。こちら過去3年の接続率を調査させていただきました。汲み取り・単独浄化槽から下水道へ接続される方が約80パーセント。合併浄化槽から下水道へ接続される方が約60パーセントという結果になっています。汲み取り・単独浄化槽からも100パーセントの接続ではない、いわゆる資金的なもの若しくは家庭の家族構成なり、いろいろ家庭環境によってなかなか100パーセントまで達しない。2割の人は接続していただけてないという状況となっています。合併浄化槽については更に低く、半分強の60パーセントで今まで御説明させていただいていましたが、合併

浄化槽は使用感に差がない。水質的にも問題がないということで、生活されている方からすると逆にまたお金を出して切り替えないといけないのという疑問があるのか分かりませんが6割にとどまっているという状況になっています。次に空き家率です。後に御説明します3つのモデルの所の空き家率を記載していますが、松見町で1.7パーセント、里の尾・西ヶ丘で5.3パーセント、葉月ヶ丘が3パーセントとなっていて、市の平均につきましてはこの資料に掲載していませんが約2パーセントから3パーセントとなっています。したがって松見町、葉月ヶ丘については、おおむね市の平均と同じぐらい。里の尾・西ヶ丘については、若干空き家率が市の平均より多いという状況になっています。次に高齢化率です。高齢化率とは65歳以上の人口を示していますが、市の平均32.2パーセントに対し厚南地区・西宇部地区を抽出していますが、厚南地区で30.5パーセント、西宇部校区で33.8パーセントとおおむね市の平均と差異がない状況となっています。資料は9ページに移ります。今調査した結果をどのように費用比較に反映するかというところを記載していますが、まず接続率です。接続率につきましては経費回収の重要な指標となるため、過去の実績等により費用比較に反映したいと考えています。次に空き家率、先ほど調査結果を示させていただきましたが、こちらについては今後の予測が困難なため費用比較には反映しない。今後の予測とは人口減少のように減るばかりではなく、現状が空き家であっても下水道がこずに汲み取りだから家屋に入られないのか、今後例えば浄化槽に転換するなり方針を示すことによって空き家に入居者が増える可能性もあるということで、その地区ごと増加するのか、減少するのか、なかなか一定の評価が難しい。予測が困難というところがありまして後に示しま

す費用比較には反映しないという形にさせていただいています。次に高齢化率、こちらの方も先ほど示させていただきましたが、一定の評価が困難なため費用比較に反映しないと記載しております。この一定の評価というのは、先ほどの高齢化率は人口で御説明させていただきました。下水道を整備する、しないというのはどうしても下水道を接続するのは家屋になります。家屋の中での高齢化が、例えば高齢者が1人で住んでいるのか若しくは3世代などで住んでいるのか、いろいろ率は30パーセント近いものが出ていますが、下水道を整備するかどうかの費用比較の中で、人を家屋にどう転換するか。すべての家屋の全部の世帯構成まで調べないと定量的に評価ができない、費用比較は困難ということで反映しておりません。もう1つ御意見がありました、アンケートの実施。こちらについては確かにアンケートを採りますと、統計を取ることはできます。ただしアンケートをすればその結果を分析して、評価などをしなければならないのですが、例えば下水道が目の前までできてすぐに1年か2年でできる方も下水道を要望されるかどうかという意見と、35年かかる末端。1番最上流の方の意見、また先ほど言いました資金面。家庭環境やいろいろな思いがある中で、アンケートを採ってもどう評価していいのか。例えばアンケートを採ったときに35パーセントの人が、下水道がいいとなった場合にしないのか、するのか。なかなかその評価というのは難しいのかなと。意見を聞くことはできますが、なかなか評価という点では難しいという判断をしていますので、アンケートの実施は事務局側ではしない方向で考えています。したがって今調査なり、いただいた御意見の中で接続率は反映して費用比較をしたいという形で整理させていただいています。その費用比較ですが、資料1ページを捲って10ページです。具

体的に見直し基準を策定するに当たり、どのような形で判断するか示していますが、経費回収が可能かどうかという観点でその区域を今後下水道にするのか、個別処理に転換するのか判断したいと考えています。経費回収が可能かどうかは、経費回収年数を算出したいと考えています。分数となっていて、分子の方です。分子の方は支出。市の負担する支出を記載しています。下水道を整備したときにかかわる市の負担です。もし下水道を整備すれば、各家庭には受益者負担金というものを負担していただきます。したがって単独・汲み取り、合併浄化槽の接続戸数に受益者負担金を掛けたものが収入になりますので、下水道事業のうちの市の負担から収入を引く、これが総支出額。それに対して下水道整備したときの収入ですが、メインとなるものは下水道使用料で単独・汲み取り、合併浄化槽の戸数に下水道使用料を掛けます。それが収入です。それに対して管渠を整備すれば維持管理費用が出ます。管渠の延長に維持管理費用を掛けたものが最終的な総収入になります。これを言葉で書いてある所に、各々調査した結果等数字を入れます。単独・汲み取りの接続率は先ほど御説明しました80パーセント、合併浄化槽の接続率は60パーセント、受益者負担金の金額は第3回会議で説明させていただきました、宇部市の標準で87,200円。下水道使用料は33,500円。これは第3回会議で御説明した同じ宇部市の標準。維持管理費用の60円/mは国のマニュアル等で示す標準的な金額になっています。これを入れた式が下になります。残りの言葉で書いてある下水道事業の市の負担、単独・汲み取りの戸数、合併浄化槽の戸数等は各々のエリアで拾い上げたものをこの中に入れる。式の中に代入します。出た結果が何年という結果が出ます。その出た結果が50年。この50年は減価償却年数。これ以内であれ

ば経費回収可能と判断したいと考えています。特記事項ということで下に書いていますが、先ほど御説明した空き家率・高齢化率は考慮していないというのが1点ともう1つ、下水道を整備すれば本来は管渠の事業費だけではなくて処理をする処理場。又は、送るポンプ場施設というものの建設費、維持管理費が本来加わります。ただし、これについてはそのエリアごとのどれだけ、という細かいところが出ませんのでこの度はあくまでも管渠事業費のみ管渠のみを対象とした費用比較でポンプ場・処理場を考慮しないということで考えています。次に11ページです。今御説明した見直し基準を当て込んだ結果を11ページ以降で御説明させていただきますが、前回同様3つのエリアを抽出しています、松見町、里の尾・西ヶ丘、葉月ヶ丘。まず1点目、松見町です。ページは12ページになります。図面の右上に表を記載していますが、こちらがこのエリアを施工するときの整備延長、整備面積、戸数、単独・し尿汲み取り、合併浄化槽、下水道の事業費こちらを調査、算出しています。これらの各々の数値を先ほどの見直し基準の式に入れて計算した結果が1番右側。経費回収年数ということで、この松見町で32年ということで50年より下回っているという状況となっています。同様に13ページが里の尾・西ヶ丘。同じように調査した結果の数値等を入れた結果、60年ということになっています。最後14ページが葉月ヶ丘です。こちらについては若干2地区と違いまして、葉月ヶ丘は図面の右側の黄色で囲ったエリアになりますが、こちらの西側に際波台団地があります。際波台団地は700近い戸数がありますが、その中で右側の若干緑色のエリアがあります。こちら386戸ありまして、ピンク色で四角が2個、386戸のエリアと305戸のエリアにありますが、今この際波台2か所で汚水が処理されています。

その中で右側の386戸の処理の所につきましては、現状を処理した汚水がピンクのルート
を伝って矢印の位置まで浄化された水が流れている、ということで今後葉月ヶ丘につきまし
ては下水道が矢印の所までもし整備すればいく予定です。そうしたときにここの角（ピンク
色の矢印の先端）まで際波台の管理組合さんが接続すれば、そのまま汚水を受け入れること
ができるということで、この386戸を対象戸数に含んで計算した結果が17年となってい
ます。今モデルでは3地区のみを提示させていただいていますが、実際その他のエリアをど
うしているのかというのがお手元の資料。今日終わりましたら回収させていただきたいと考
えていますが、A3の図面とA3の表があると思います。資料ではモデルとして3つですけ
ど、その他のエリアも同様に各エリアの整備延長、面積、戸数、下水道の事業費を試算して
同様の計算をしています。A3の表ですと1番右側に判定、という所を赤で囲っていますが
それが各々の地区の経費回収年数。100年から2000年近いものもあります。いわゆる
下水道の投資する事業費に対して対象家屋が少ないと、このような結果になるという形にな
っている。中には50年をきるものもあります。7番の琴崎、24番泉町などは50年を切
りますが、その他の所に課題等と書いていますが用地と書いています。過年度より下水道事
業を計画しており、施工しようと思って地元の説明に行ったところ、境界が確定しない。な
かなか用地の確保ができない、というところでもまだ整備ができていないという状況になっ
ています。したがって、このような箇所についてはこの度の見直しにより、区域から外すこと
によって浄化槽であれば水洗化もできるのかな、というところで単純に経費回収年数だけ
なく、できない所も合わせて区域縮小の対象としたいと考えています。よってこの中で50

年を切って、できる見込みがあるのが17番の先ほども御説明した松見町と21番の葉月ヶ丘。ただし葉月ヶ丘につきましては際波台の386戸が接続されるという前提で試算をさせていただいています。この17番と21番についてはまだ具体的な用地等の調査ができていないところです。したがって今は経費回収という数値的なものでは下水道をするという状況ですが、今後用地調査並びに地元へ説明して合意していただけるか、それらをやった後に最終的に下水道をやるかどうかの判断をしたいと考えています。資料に戻り15ページ。見直し区域の選定ということで今御説明したA3の表のような形で試算した結果、松見町、葉月ヶ丘は事業継続が数字的には可能なエリア。残りについては見直し、縮小するエリアと考えていきたいということで整理をさせていただいています。ここまでが整備区域見直しに関する基準及びエリアの説明となります。

座長：ありがとうございました。今回の見直しに関する施設の方向性というのを示していただきましたが、何か簡単なことでもいいので御質問はありますか。

委員：10ページです。経費回収年数、見直し整備のための経費回収年数、減価償却年数の50年ということで判断されていますが、これが全国的にスタンダードなものなのかということ。こういう基準の仕方ですね、その辺をお伺いしたいと思います。

事務局：まずこの経費回収年数という考えがスタンダードかといいますと、スタンダードではないです。通常は行政なので、こういう経費だけで判断すべきものではないと認識していますが、上下水道局、企業局というものもありますし、前段の第3回会議で御説明させていただきましたが皆さん下水道を35年、末端の人も待ついただけるのであれば少しずつや

るというのも手法の1つだと思います。ただ35年待てるのかと。11ページの図面の青色の区域ですね、昭和59年に下水道をやりますと言ってから長時間たっぴまだに下水道が整備されていない、まだ35年待つのか、というところがありまして。何らかの事業の方針を示すうえで何らかの判断をする1つの指標として、宇部オリジナルと考えていただいいていと思います。何らかの指標を持ってやるか、やらないかの判断の1つを上下水道局、企業局ということで経営の観点からエリアを決めていきたいという形で提示させていただいています。

座長：よろしいですか。

委員：続けて質問させていただきますが、そういう答え分かりました。それで9ページと後の10ページ、年数が書かれておりまして、アンケートの実施は検討しないということがあります。単独浄化槽・汲み取りと合併浄化槽のパーセンテージ、80パーセント、60パーセントとっていますがこの2年から3年ということの平均値という考え方ですよね。アンケートは実施しないということ。我々はこの検討委員会の中でそういう線引きでいいのかどうかですよね。市民の声を聞くべきではないか、というのを我々は言わなくてはいけない立場ですよね。その辺でアンケートは実施しないということはどうなのか。平均値である80パーセント、60パーセントをそのまま載せていいのかどうか。その辺が疑問を持ったのですが。議論のテーマだろうと思います。以上です。答えは出ないかもしれませんが。

座長：事務局としてのお考えを説明していただければ。

事務局：非常に貴重な御意見を毎回いただいています。前回もアンケートの実施という話が、

委員さんから確かに出ました。過去、私たちも下水道を整備していくのに整備したエリアの中で浄化槽団地というものがありまして、そこを本当に、下水をやるのか、やらないのかという議論もしたことがあります。その時、地元の方で説明をして、やっぱりアンケートを採ったときもあります。その時は30戸ぐらいの団地でしたが、何パーセント以上あったら整備するのかとそういう話も実際に説明したときに地元の方からも何戸以上でやるのかというのはハッキリしてくれ、という話もありましたけど、非常にその時に思いましたのが、さっき事務局の説明がありましたが、統計とすれば、民意、やって欲しい人が何人いらっしゃるとかその辺は分かるのですが、例えば家庭の事情とかもありますし、声が大きかったらやるのかとかですね、いろいろ。60パーセントでやりますとか55パーセントだったらどうなのかとか、非常に最終的な判断をしていくときに非常に苦い思い出がありましたので、それと先ほど委員からもありましたが、ようやく整備が進むところまで出てきてどこまでやるのかと言われたときに本当は全部やりたいのは、やまやまなのですが、そのなかでどこを今からやっていくのかというのをこういう指標を持って、この度は案を出していけたらと思っています。アンケートについてもどう作ったらいいのか、こう作ったらいい、という御意見をいただければ再検討ということもありますけど、非常に作り方も難しいし、その評価も難しいということで、今のところは経費回収年数というものを1つの指標として残りを最後の汗かきたいと考えているところです。

座長：アンケートをしてもいろいろな意見が出てくるから、いずれ地元におろさないといけないので、当然そこで聞かれるだろうと思いますし、そこでもう1回話していただければと

思います。ほかに何かありますか。あと1つのアイデアとして50年がいいのか。約2000年というのもあるのですね。1986年かかる。2000年後にここにどれだけ人がいるのか。それは極端としても、50年という1つの線引きとして、このぐらいかなと。50年で設備を更新しないといけないということで、1つの案として50年ぐらいが1つの線引きになると考えたときにこういう結論であるという御説明だと思います。費用が50年ぐらいでほしい元が取れるとするとこの欄になる。ただ全体を見回していただいたところ、現状で入れられない所も結構あるという中で、黄色のエリアの中で実際にできそうな所がグリーンの所。ただ葉月ヶ丘に対しては、際波台がまだ繋ぐかどうか分からないのですね。

事務局：そうです。際波台の管理組合さんが、昨日たまたま来られたのですがお話しして、まず自治会、際波台として接続される方が多いのか少ないのか、そういったアンケートをまだ採っていない、ということもありますので、今の試算は386戸が繋ぐことを前提とした試算なので、この結果を持って例えば安く維持管理ができていますので繋がらないとなりますと、葉月ヶ丘だけで試算すると同じように50年を超える結果になりますので、縮小エリアとして考えたい。そういった地元調整は、まだ今からという状況です。

座長：そういうのもしっかり整理した上で、どこかを優遇するわけではないと。基本的には方針を決めて、これで全体をみたらこういう結果になったという説明です。何か御質問ありますか。

委員：先ほどの委員と関連するのですが、この中で見直し基準の策定の中で接続率がキーだと、あと空き家と高齢化率は策定の基準に含めない。それとポンプ場と処理場も反映しない

ということで、その中で過去3年間の接続率が書かれていますが、この接続率が高ければ解消できるし、低ければ解消できない。先ほどの50年という基準が有利ということになりますが。その為にはこれから取り組まれると思いますが、アンケートは採らないにしても接続率がどの程度可能性としてあるのか。そこら辺の事前意向調査というのは取られるべきではないかと思うのですが。その点についてはどうのお考えですか。

事務局：今これはあくまでも試算なので、今やりますと言った松見町・葉月ヶ丘も今の計算上の話なので前段で御説明しました、もしこのような方針で基準もいいですとの御意見をいただければ、今度は具体的に自治会に行って説明。まず用地の調査をします。言われたように地元の総意でないと、やっても回収できなくなりますので、その時は個別にその地区に対してやりますけど同意していただけますか。同じように葉月ヶ丘のエリアについては際波台が大きなコントロールになってきます。際波台の団地にも下水道を末端まで整備したら接続していただけるのか。それらを持って最終的な事業の実施可否は決めたいと考えています。

委員：それであれば、事業継続の可能性があるのは3つの中で2つ。その1つの葉月ヶ丘は際波台団地が接続をする場合に限るということですね。これ以外については継続年数でいきますと、かなり厳しいものになる。そうなるに既に継続するエリアではない、という判断をされたことになると思うのですが、接続率について先ほど話がありましたけど、そういった地元の意向を確認する、その作業は今のところ、この3つのうちの2つに限定されるということですか。

事務局：はい。今言われた数字的なもの、いろいろな要素があります。確かに接続率、過去

3年の平均なので地区によっては若干高いところもあると思います。ただし先ほども御説明した、なかなか100パーセントにはいかない。100パーセントで計算した結果も持っています。ただし、その100パーセントで試算したときに今度はそれが正しいか、実際はそこに人口減少を本来見込まないといけません。そういう試算をするとその接続率が、80パーセントが例えば95パーセントになるよりも、実際には人口減少の影響が大きいと試算していますので、先ほど御説明した接続率は調査した結果を固定する代わりに人口減少等で減る分も見込んでいない、という事務局側の考え方で整理させていただいています。

委員：先ほどから際波台の話が出ています。私は現在際波台に住んでいます。25年ぐらい前に水道モニターをやっていたのです。その時には際波台は5年ぐらいでとおりますよと言われて30年近くたっています。それからまた30年掛かるのかなと思ってみたら、葉月ヶ丘をすればできるということ。25年前に水道モニターをやっているときに際波台の皆さんにお尋ねしたのです。そしたら是非していただきたいお願いしますと言われてましたが、皆さんその頃はまだ若かったから。あれから25年、30年たっていますので皆さん高齢化して独居か2人家族が多くなりまして、今のままでいいのではないかという声もたくさん聞くわけです。それで、西側は若い方がたくさんいらっしゃいます。というのは今の（東側の）386戸と（西側の）305戸がありますね、西の方には皆さん若い方がいらっしゃいますので、今ここ（西側の305戸）の話が出ていませぬのでどういことでしょうか。

事務局：386戸の方につきましては先ほど御説明しましたが、地形的に際波台団地の東側が高く、386戸の汚水が際波台団地の東端にコミュニティプラントという簡易処理場があ

りますので、そこへ汚水が流れてきて浄化され水路に流れています。下水道がここ（資料 14 ページ赤破線矢印の先端）まで整備されれば、この区間（資料 14 ページ赤破線矢印の区間）というのは安価に接続できる。これも際波台団地にやってもらうという状況です。市の方で整備するのはあくまで事業計画区域内。そうなったときに西側の 305 戸の処理施設は、かなり地形的に低い所にあります。なので、これを事業計画区域内の下水道まで持ってくるとなると、1 つは団地外の南側の低い方を通して持ってくるか、若しくはポンプアップして東側の管に乗せないといけないということがあります。これも団地の方にやっていただかないといけないというのがあって、西側の 305 戸の接続も見込めばどんどん経費回収年数は短くなるのですが、見込まずに簡単にできるところだけ見込んでいます。その辺の話も結局は際波台の管理組合さんを主体として、団地の中をどうしていくのか。お聞きすると今は月 3,000 円でやっておられる。下水道に接続するのが高いか、安いのか、皆さんの考えになるので。昨日たまたま来られたので、そういったところも御説明させていただきました。中に反対の方がおられたら実現もしないですし、そういったところを徐々に話していただかないと、という話はさせていただきました。

委員：1 人家族でも 3,000 円、10 人家族でも 3,000 円ということですね。

事務局：そうですね。前回の会議で御説明した宇部市の平均の下水道使用料約 33,500 円というのは概ね 2 人です。3,000 円で 12 ヶ月払うと 36,000 円ですね。2 人家族では下水道に接続した方が今の比較では安いかもしれませんが、3 人家族だと今の方が安いし困ってないからという方もおられるかと思います。その辺の判断ですね。下水道を 3

3, 500円と示したのは、あくまで今の費用であってこの先人口減少が進んで施設が古くなれば、下水道使用料もこの先徐々に上がってくることも想定されます。その辺のことも加味してどうされるかは、市より管理組合さんが主体となって地元で話していただきたいというお願いは昨日させていただきました。

委員：ありがとうございます。

座長：(資料 14 ページの) 386戸のピンクの破線が矢印になっていますが、その下水道管の工事も宇部市の下水道とすると、団地の建設費の負担が無くなるじゃないですか。そうすることによって繋ぐ人が増える可能性が高くなるのではないかと思うのですが、そういう可能性はないのですか。あくまで可能性ですが。

事務局：やはり事業計画区域内を縮小しようとする中で、今の事業計画のラインが(資料 15 ページの) 薄い水色のライン。その他の所を縮小しようというのに事業計画区域外の際波台だけ投資するかというところもあります。事業計画区域外から個人で接続したい方は、個人の負担で接続していただいています。例があります。北迫新町という川上にある団地が同じように団地で処理施設を持っていましたが、それをやめてポンプ施設を作って公共下水道に流しています。その管の工事及び維持管理費は、あくまでもその団地。汚水が流れてきて処理場で処理していますので、使用料はもらって処理場の処理費を賄っているというケースも鑑みて今はそのように考えています。

座長：(資料 14 ページの) 青い線から右側が事業区域内。左側は事業区域外だから外のところでこれだけのところが難しいと。

委員：ちょっと話が戻るのですが。元々の話が10年概成というのが一番大きい施策の目標と枠組みだったと思いますが、その辺はどのぐらいの認識でやっておられるのか。すごく核論というかここをどうします、というところを集中しているような感じがして。そうすると委員会の方で良いと言った話になると、なかなか辛いところもあるなというのもあって。その辺どう意識されているのかという話と、あと確認ですが地元の意向についてアンケートを採らないということでは、アンケートはあくまでも地元の意向を確認するための道具であって、地元の意向を聞く、聞かないという観点で言うとても投資効率が悪いところに関しては、うちは少々かかっても待つ、20年、30年待つと言われてもやらない。それ自体を聞きにいかないと考えておられるのか、住民に対して説明はされていかれると思いますが、そのなかで1000年掛かる所についても意向の確認、説明はされるのか、されないのか、その辺はいかがですか。委員会としては、説明をしていただいて住民の意向を聞いていただいて、できれば住民の意向を反映していただきたいということを御意見として申し上げるということになっていくという気がするのですが、その辺はいかがですか。

事務局：アンケートのところですが、先ほども言いましたように声が大きかったらやるのか、やらないのか、何パーセントだったらということもありますので、確かに意向というのがありますが、アンケートは採らないと考えています。ただし説明は全てのエリアに対してやっていこうと思っています。考え方として委員会でこのエリアが、ということではなく委員会で何らか縮小せざるを得ないところをいただいた後に、最終的なエリアを判断して局で個別に自治会に話しに行って、なかなか厳しいですよ。背景になぜこういう議論になっ

たか。このまま1億円の投資でいくと35年かかる、先ほどもありましたように35年待ちますかというところもありますが、待ったときにこの費用比較で変わるのが、国も確実とは言っていませんが、10年概成以降補助金を出さないような雰囲気があって、今の市負担というのは補助金を見込んであるので、平成38年以降はまだ年数が延びる。1億円投資というのも逆に半分以下になってしまう。そうすると年数がまだ倍かかるということもありますので、説明に行った中ではその辺を例えば倍かかれば35年の人は70年。70年後の下水を待ちますか、というところにもなるのでそういったものを説明して個別処理への転換を理解していただくというイメージ。意向を確認するというよりは状況を説明するという形で考える。もう一つの10年概成については今お話しした、最終的には補助金がなくなったときに35年が倍になる。補助金を2分の1ほど国からもらっていますので。単純に倍ではないですが倍掛かるなかで、何らか市の下水道の今後の方向性というのを市民に示してほしいというなかで基準を示して、何らか視覚的なものということで委員会ではエリアを全て出して、このような照査をしていますという話なので。結果を承認していただいたというよりも先ほど言ったように考え方をいただいて、最終的に地元へは局が個別に説明に行く。最終的にこれを縮小したときに10年概成はどうなのかというと95パーセントは超える見込みです。

座長： こういう方向を示していただいて、可能性がありそうな所は大体こんなところかと。それ以外の所はなかなか難しいところですけど。では実際難しい所に対してこれから合併浄化槽にするときに、経費負担に関してどういう風に事務局は考えているかの説明を次にしたいと思いますがよろしいでしょうか。では説明をお願いします。

事務局：それでは御手元の資料16ページです。合併浄化槽に係る経費ということで2点ほど、御説明させていただきます。1点目が下水道と合併浄化槽の差額の軽減策。2点目が浄化槽の上乗せ補助の条件ということで対象家屋、補助率等について御説明させていただきます。資料17ページです。まず1点目、下水道と合併浄化槽の差額の軽減策についてですが、維持管理費用については、合併浄化槽の規格の規制緩和など関係機関に要望していくがすぐには解決しないということで前回いろいろなダウンサイジングについて市独自では決められない。建築基準法、浄化槽法というものもありますが、今国には要望しています。継続して要望していきますが、すぐに解決しないということで本委員会では設置費用に焦点を絞り、軽減策の議論を行っていきたいと考えています。資料1ページ捲って18ページです。その設置費用をどのように軽減するかということで、前回にも御説明させていただきましたが1つの案として、浄化槽の上乗せ補助というものが考えられます。浄化槽の上乗せ補助をするに当たり、まず対象をどこにするかという問題があります。今2つほどお示しさせていただきます。まず1点目です。全体計画区域の未水洗化家屋。こちらに対して何らか補助する案が1番。全体計画区域とは、図面で見えていただくと15ページです。全体計画区域というのは赤色のラインがずっと外側についているもの。事業計画が青色のラインです。青のラインより外側かつ赤いラインより内側の家屋を対象として補助する案が1番です。資料に戻って18ページです。今の区域に約2,440戸の家屋があります。この区域ですが将来的には下水道を整備する予定の区域であったが、下水道事業計画の見直し、縮小により下水道整備をやめることとなったため、環境対策、水質浄化及び10年概成目標のため一定額の上

乗せを行う。先ほどより議論していますが事業計画を縮小する、しないというのは青色のラインの内側を更に縮小しようとしています。青色のラインが内側に縮小されるということは、もちろん赤のラインも縮小される。いわゆるこの全体計画区域の方も下水道をやらなくなったということには変わりがない。この環境対策及び10年概成を達成する上でも一定の上乗せを行っていきたい。この根底にありますのが、今この全体計画区域は浄化槽の補助金が今も出ている区域。水洗化をされたい方は今も補助金をもらってできますが、まだされていない方、いつかは下水がくると待っておられる方には、何らか補助することによって10年概成の目標達成に寄与するものということで上乗せをできたらと考えています。次に2点目が事業計画区域内の未水洗化家屋。これが約650戸。(資料18ページの)この2番の家屋というのが先ほどの図面でいくと(資料15ページの)黄色のエリアです。青のラインの内側で縮小される黄色のエリアの家屋です。こちらにつきましては現状で浄化槽の補助対象外です。要は下水道をやるという事業計画の範囲に入っていますので、今も浄化槽の補助金が出ない。したがって下水道整備を待つか、全額自費で浄化槽を設置するしか手段がなく、水洗化を待たせている状況となっています。そのため前段で御説明した(資料18ページの)1番の一定額の上乗せ以上の上乗せを行っていきたい。要は待たせた分を更に手厚くインセンティブを与えるということで対象区域の違いにより2段階の上乗せ補助というものを考えていければということで提案をさせていただいています。席上配付資料でもう1枚。参考というA4横の紙を1枚配っています。これも後に回収させていただきますが、今のイメージの参考として記載させていただいています。まず過去の事例ということで厚東・二俣瀬。

前回は御説明させていただきました。同じように集合処理から個別処理にした事例で50パーセント上乗せした例です。これを1番の全体計画に当てはめた場合の例を記載しています。その際に合併浄化槽、5人槽でいきますと宇部市の実勢価格で約689,000円。それに対して定額の補助が332,000円、これは現状も出ています。それに対して50パーセント上乗せをする。166,000円ほど更に上乗せすることにより個人負担は191,000円となります。次に2番ですが先ほど言いました事業計画区域内の下水道の整備、要は水洗化を待たせている人については更なる上乗せということで、90パーセント上乗せをしてはどうかと考えています。この90パーセント上乗せの根拠といいますのは、1番下の個人負担の所に書いていますが下水道を整備すれば、受益者負担金というものを個人負担していただくようになります。これが87,100円。それよりも少なくなるように待たせた分のインセンティブを与えるためにということで90パーセントとすると58,200円となる。ということで2段階の上乗せのようなものを今後、市で考えていきたいと思っています。これを別紙の参考という形で提示させていただいたのは、どうしても金銭的なことになると財政状況等を勘案して予算を取って議会の承認を得てということになります。この委員会では何割というのではなくて、18ページの1番最後に御説明した対象区域の違いにより2段階の上乗せ補助。待たせた人には何らかの更なるインセンティブが必要ですよね、ということまでを議論していただいて金額については、財政状況を勘案して局で対応していきたいと考えています。合併浄化槽に係る経費の説明は以上です。

座長：ありがとうございます。さっき委員は月いくらと言われましたか。

委員：3,000円です。

座長：3,000円。では年間で36,000円だそうです。そうすると合併浄化槽、使用感は全く同じだということはここまでずっと議論されていて、全く同じ状況です。赤い線の全体計画に関する所は、従来から補助していたけど、それに50パーセント上乗せをすることで、今まで区域内だった所に対する上乗せをするということ。2番目の黄色の所、事業区域内に関しては、水洗化を待っていただいたことを含めてインセンティブを更に多くするというので、1つの案として例えば90パーセントとすると、こういう感じになるという御説明でした。何かご質問等ありますか。この話をずっと聞いていて思うのは当初これからやるとすると、2000年掛かってやれるような所も建設費用もかかるし、1回でも下水道を引けば下水道管のメンテナンスというものも必要になる。そういう費用を負担しないで合併浄化槽によってその辺の負担金が出なくなる。そういうところをしっかりこういうところに回していただいて、皆が同じように良い条件で早くするという形が方向として間違いないと思っています。ほかに御意見等ありますか。よろしいですか。意見がないようです。その方向で進めてよろしいですか。具体的などころの数値はまだ決めきれない。それは確かにここで議論できないと思いますが。支援要請や方針報告など議題としての方向としては、この考え、前と同じような方向で進めてもらいたいということと、今日お話ありました具体的にどうおろすかという話の時に、意見としてはちゃんと説明をする中で意見聴取をするということとはすごく大事だというのは、委員からも御意見ありましたし、先ほどもいただいたとおり、アンケートも含めて検討していただきたいということで、考えていければと思いますが何か

御意見よろしいですか。

委員：上乘せ補助といろいろな問題が出てきましたが、これを見直すことによって地域住民はどのような影響を受けるのですか。計画区域においては突然資産価値が下がるとか、その辺のことは全く今まで出てきませんでした。見直すことにより受ける影響はどのようなことがあるのか、それは我々が責任を負うような立場にありますので、その辺はどのように思われているのか。

事務局：なかなか難しい御質問で、なんと答えたらいいのかよく分からないのですが。今まで下水を待っていただいたところの方には、先ほども言いましたように上乘せ補助を厚く、特に黄色のエリアの方についてはです。本来下水道を整備するという事業認可をとっていた。浄化槽の補助金も出ないという方については、下水がきたときと同じような個人の持ち出しになるような上乘せ補助をして、なるべく家計に対する影響、いろいろな影響があると思えますけど、例えばそういった財政的な個人の家に負担がかかる影響は最小限に、まずは挑みたいと思っています。後はどんな影響があるかというところについては、地元において説明をしていく中で、それぞれ住民の方の事情はいろいろ違うと思えますので、そういったところを一旦真摯に受け止めて、どうすれば納得していただけるかというのは、考えなくてはいけないと思えます。

座長：今のこの議論はこれから多分これから上下水道局が地元説明会の時に出てくる質問を先に出しているという風に聞いてくれた方がいいですね。そういう質問も出てくるかと思えます。それに対する答案、答えをある程度準備していってもらわないと、うまくいく話もう

まくいかないことになりますから。

事務局：そこはよくまた研究して臨みたいと思います。

委員：思い切った２段階上乗せ補助ということで検討していただいたことは評価すべきと思います。ただ赤いエリアです、青いエリアもそうですが、赤いエリアの方々も都市計画税、私は厚南に住んでいるのですが、厚南の委員はよく御存じですが、連合自治会長等々の役の方については、下水道がこないのだったら都市計画税を戻せと。そういった下水を本当に長年待ち続けた方々の思いがあるので、都市計画税は下水道の布設だけではないですが、やっぱり皆下水道がくるのを待って今まで都市計画税を払っていたというのもありますので、そういう地域については、その上乗せの思いというか。パーセンテージは今後検討されると思いますが、そういったことについての丁寧な説明というか、そういったものを尽くされながら思いも、意見というかお叱りも受けていただいて、その中で概成１０年９５パーセントを出せるように頑張っていたきたいと要望したいと思います。それと参考のために聞くのですが、この上乗せ補助の中で過去に厚東・二俣瀬について共に５０パーセント上乗せされた経緯があります。これは国土交通省も宇部市のそういった苦勞について紹介しているのですが、過去においてこの上乗せ補助をした結果、何件ぐらい、どのような進捗があったのか、希望があったのか、参考のためにお聞かせ願えますか。

事務局：それではまず１点、厚東・二俣瀬の実績ですが平成１６年から１０年間補助をしています。対象家屋が９２０戸に対して申請された方は４４２戸、約４８パーセントの申請状況ということで、やはり上乗せしても申請されない方もおられた。近隣の自治体で同じよう

に区域を縮小した際の事例を調べました。事例は周南市で、同じように区域を縮小、ただ今回の宇部市の東部・西部のように町中ではなくて若干北部、宇部で言うと例えば楠町のような所ですけど、同じように区域を縮小して9割補助でやっていますが、362戸に対して74戸、20パーセントの申請状況。今申しました、東部・西部のように町中でない若干離れた北部なので逆に生活に苦がないのか、20パーセントにとどまっている。23年からずっと3年ごとにやっていますが、ずっと20パーセント台でとどまっているという調査結果となっています。ちなみに宇部市の先ほど言いました青より外（事業計画区域外）は補助金が出ていますが昨年1年間で浄化槽の補助金があったのは50件弱。要は補助金をもらって浄化槽に転換された方。宇部市全域で50件に満たないという水洗化を急がれる方は独自でやられているという状況です。

座長：ほかに御意見はありますか。では意見としては、見直しはやむなしだろうというところ、全体をすべて見直すのではなくて必要なところはしっかり事業してもらい、議論していただくところは議論して。際波台との話とか後々議論をいただいて、住民の方の納得をしっかりと受けた上で、そういう形で議論していただければということと、これに関してのお願いするという事で委員会の意見としたいと思いますがよろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは本日の予定されておりました議事に関しては以上の1から3ということで終わります。